

(劇場等の客席)

第 34 条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。
- (2) 椅子背（椅子背のない場合にあっては、椅子背に相当する椅子の部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80 センチメートル以上とし、椅子席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35 センチメートル以上とし、座席の幅は 40 センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4 メートル以下とすること。
- (4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席の基準席数（8 席に椅子席の間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数（20 席を超える場合にあっては、20 席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に 2 分の 1 を乗じて得た席数（1 席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
 - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に 0.6 センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80 センチメートル（片側のみが椅子席に接する縦通路にあっては、60 センチメートル）未満としてはならない。
 - ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席 20 席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1 メートル未満としてはならない。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席 2 ます以下ごとに幅 40 センチメートル以上の縦通路を保有すること。
 - オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【解釈及び運用】

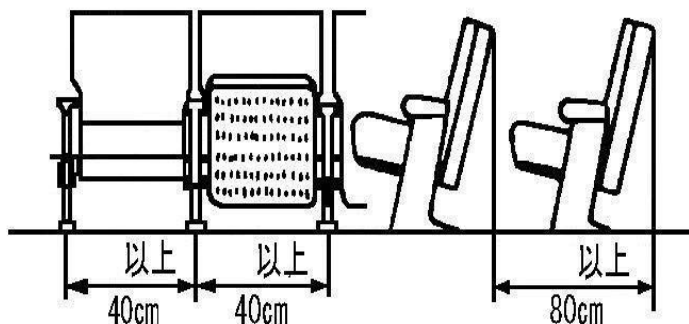
- 1 本条は、劇場等（第 22 条第 1 項参照）の屋内の客席に関し、避難管理上必要な椅子の固定化、椅子背の間隔、椅子席の間隔及び座席の幅、立ち見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。
- 2 本条及び次条において「客席」とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であって、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部分にほかならない。
- 3 客席に設ける椅子は、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、本条第 1 号は、椅子を床に固定することを原則とした。
- 4 第 2 号の「椅子席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定することとなる。

「座席の幅」とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであって、一の椅子の幅をいうものではない。

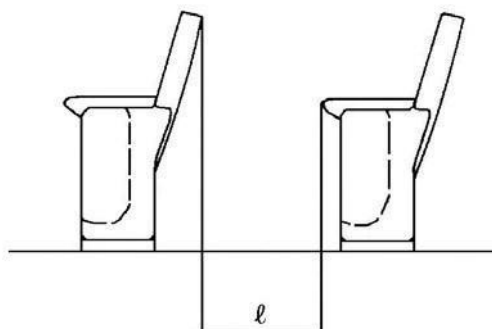
したがって、長椅子にあっては、その幅が例えば2 mである場合には、一の椅子に5人を超えて入場者を着席させることはできない。また、第5号アの規定との関係上、例えば、幅4 mの長椅子を使用しても8人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

なお、第2号の規定は、椅子席を設ける客席の部分についての規定であって、ます席、立ち見席等における入場者一人当たりの占有幅については言及していない。(図1参照)

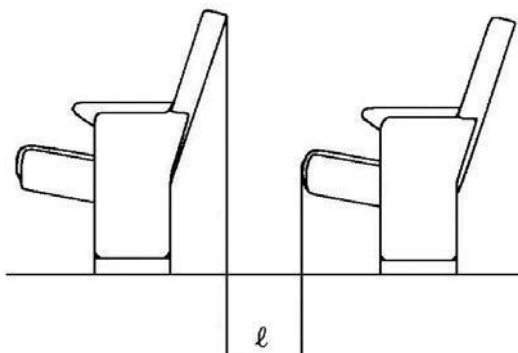
ア 椅子背の間隔と座席の幅



イ 自動的に座が跳ね上がる方式のもの



ウ 座の跳ね上がらないもの等



$\varnothing$: 椅子席の間隔 ≥ 35 cm

図1 椅子背の間隔、椅子席の間隔及び座席幅

- 5 第3号の「立見席」には、いわゆる待見席を含む。立見席は、他の客席部分に比して、入場者の密集度が最も高く（第38条の定員の算定方法参照）、この設置を無制限に認めることは、いったん災害が発生した場合に避難に支障を来すおそれ大きい。そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行きは2.4 m以下としたものである。

したがって、映画館等において客席の側方に設ける待見席は認められない。この点に関し、客席の側方の通路の幅が第5号アで規定する幅員を超える場合においては、その超える部分には、待見席として観客を収容しても差し支えないではないかとの論議も生じるかも知れない。しかし、この間の境界は不分明で、観客の越境により避難通路の効用を妨げるおそれがあるので、ここではこれを禁じることを原則とする趣旨である。

- 6 客席の最前部に設ける「手すり」は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止するためであるから、第4号の「最下階」とは、劇場等が一の建築物の2階以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階をいうものと解すべきである。一般には、最下階が主階となっている場合が多い。
- 7 「横に並んだ椅子席（ます席）、縦に並んだ椅子席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。
- 8 第5号の「椅子席の基準席数」とは、椅子席の間隔に応じ、次の表1のように最大20席まで認める。

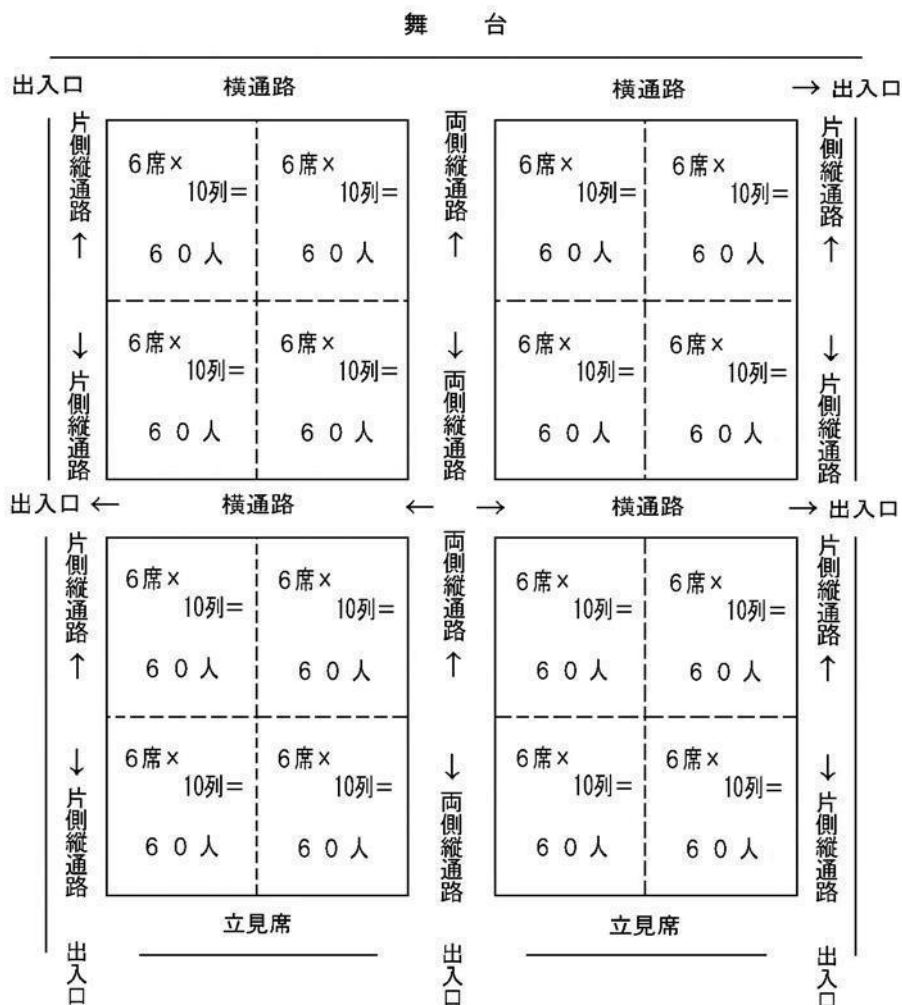
表1 椅子席の間隔と基準席数の関係

椅子席の間隔（cm） A	基準席数 （小数点以下切捨て）
35以上47未満	$8 + (A - 35)$
47以上	20

- 9 各通路の算定幅員の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長又は消防署長がその避難計画が適正であるかどうか判断することとなる。その際に、基本的に、座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。

なお、算定幅員は通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6cmを乗じた幅員とする。（図2及び図3を参照）

(1) 12 席×20 列の座席配列の場合



両側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 80 cm とする。

片側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$$

したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

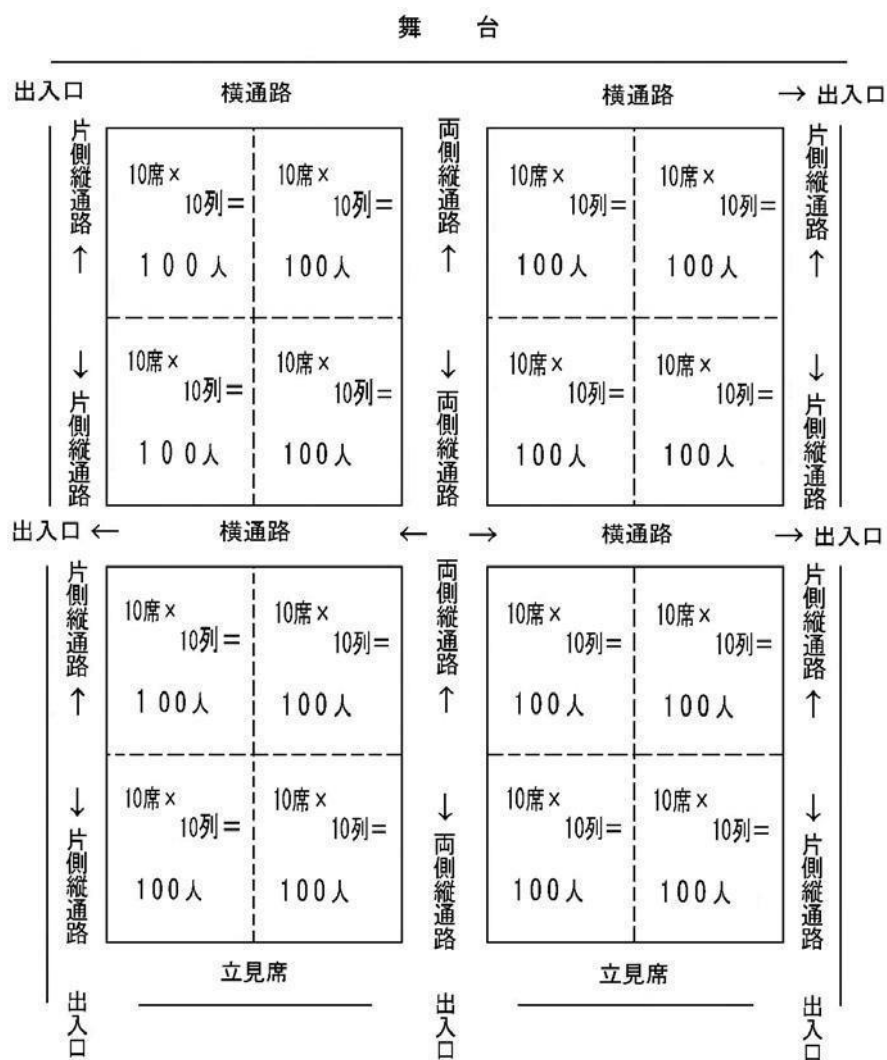
横通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を 100 cm とする。

図 2 劇場の座席配列の設計例 (その 1)

(2) 20 席×20 列の座席配列の場合



両側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 120 cm とする。

片側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$$

したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を 120 cm とする。

図 3 劇場の座席配列の設計例（その 2）

10 算定幅員を定めるときに用いる 0.6 cm／人という係数については、従来の条例で規定していた通路幅員と客席との関係をもとに、従来と同等以上の安全性を確保できる数値として定めたものである。

11 通路の幅員については、9により算出された算定幅員又は最低幅員（片側のみが椅子席に接する縦通路にあつては 60 cm、それ以外の縦通路にあつては 80 cm、横通路にあつては 1 m とする。）のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも通路ごとに定まる幅員を下回る幅員としてはならない。

なお、大劇場等では、通路幅員をかなり広くとる必要があることとなるが、避難計画上、劇場の安全性が十分確認できる場合にあつてはこの規定によらなくてもよい。

12 第 5 号オの「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「(出入口を含む。）」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入りには使用しない、いわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。

「直通」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通じる」という意味であつて、「直線的に通じる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でない。